2015年(平成27年)3月25日 第 00041 号(隔月発行)

吉田総合事務所 編集/発行者:

住所:千葉県柏市豊四季255-5-509

電話:04-7100-2025 URL: http://www.mankan-builkan.com

# 要接護者届出書 (新規・変更) 〇〇マンション管理組合 理事長 〇〇〇〇株 〇〇マンション要接護者名簿作成及び運用等に関する細則5条の規定に基づき、要接護対象者を届け出ます。 1 要接護対象者 号室 自宅電話番号 同居の家族 代表者氏名(世帯主) 年齡 不在時の連絡先 3 緊急時の連絡先 連絡先名称又は氏名 届出者との関係 電話番号 ( 5の①については、要援護者名簿の取り扱いに関する細則第9条第2項に居住者への配布を規定する場合に記載します。) 5 記載事項等の利用の同意確認 (いずれかに〇を付して下さい。) ① マンション居住者に配布して良いですか 可 不可 能布内容について僧々に相談が必要 地方公共団体の防災機関等に配布して良いですか 可 不可 能布内容について僧々に相談が必要 お届けいただいた情報は提約及び使用細則で定められた目的以外に利用されることはありません

## 「要介護者」の届け出書。細則 モデルにはコメントも付けた

いのた政 は、 る論準策笠提論 検討会中断 こと話す。 とおおらい 8 月 めの要因 会合 し し に 向 け ン で け ン 会再開検なる年ョ

回非わ後8 れ開公りに月検る。 回開かれている。 移りに委員が参加 後に開かれている。 検討会は20 会合が 会 0 加な 合 1 約 3

を 準管理規約のコミュニ では、新しく12項目の など、新しく12項目の など、新しく12項目の など、新しく12項目の など、新しく12項目の を表は「意見を踏まえ事 をおり、検討成果が注目さ おり、検討成果が注目される。 2年 理規約 2年 理規約 2年 理規約 3 に中間とりま 3 がい、「マンン 当初はバー メント 国交省 、ンショ気討するは、 ヨ初はパブ省出身の短 ルン 

# 細則モデルを

求会す 等のる同 に招名書 利用する温集や管理温 て組 で、主に、 所請総成

日、「マンション管理日、「マンション管理で作成する名簿の取扱いルールなまとめ細則モデルをまとめ細則モデルをまとめ細則モデルをまとめ細則モデルをまとめ細則モデルをまとめ細則モデルを表した。管理を表した。 ム益財団 は 1マン ・ルなのででは、 ・ルなのででででででいる。 ・ルでのでででででででででででででででででででででででででででででいます。 ・ルでででできまれている。 ・ルでででできまれている。 ・ルでででできまれている。 ・ルででできまれている。 ・ルでではいる。 ・ルでではないる。 ・ルでではないではないではないではないではなではなではなではなではなでではなでで 想す時要報の法有 意名名たヨン ン標区定るのなを義等者 管進分し「救「得務で名

者名簿に

点簿簿関 を作れる 成成令標理有 エで、第2 上での留 ・ルから ・ルかっ エマンショ

安介護者名簿」、旧住者名簿」、にりするため 負 するた う占有者 たっ を め者 と利 利災にの同用 を用害必情一方

セ公

開針者

■ 章 こ言及した 」、安全性と利便性、 への提供や作り

マンション管理・

一細則モデルは「区分所 育者」「居住者」「要援護 者」の各名簿に応じ、用 意した。作成根拠になる 管理規約の条文や利用 の目的、名簿の掲載事項 等に、それぞれ違いがあ るからだ。 添付資料として、マン 添付資料として、マン メン 扱 11

かしている。 日簿の取り切る 東定方針」 せ

、に関 提す各 2 B 26セ0定 問円4ン円価Aい。円々。は4

円ター

送通録込

料信管み

部は合の

•

8

8

8

第 ( 9f マ 2 ンショ 2 出い 版合 版合 1部は50日 ン管理 0 は 3 5 3 同 、セ 3ン

セ

# 玾 討ル

の支 抜援 粋に こを収録しに関するこ 取

。 は 4 登税判。 8 組 指

宅

金

融

機構

# 融資金利の推移(2014.1~)



年和続資部の1のい一分「 i 月 分「住 ての 月 6 の 適 。 2。前月過用金利

記構 0 0 録発 7 8 1 「マンションすまい録している。 ・る債」を購入し いる管理 足の % 下 住宅支援機 祖合は、 り、

1 • 2 4 が% から 2 0

遇さ

た「当該マンショ表理事に求められ ンて

額」のいずれか低い8割」か「工事費かだったが、「工事費のだったが、「工事費のを引いた を引いた額の8割」 にれまでの限度額は にれまでの限度額は がら補助金 合の融資限度類を使って工事なを使って工事ない、対 **と額の計場が加藤** 

金は

を引き上げた。 申し込み日の前月 末時点の状況確認が 末時点の状況確認が 求められていた、残高 証明書や預金通帳の りといった確認書 している。(マンショ している。(マンショ

6%と1%を切れることになっ が、適用金利は が、適用金利は

金利負≒スでは、 だとして になるよう 「どう調 1 が ある 4 るが % ケ

部変更された。窓質に関する要件窓のである。 監理組合法人 管等ら、 ŧ の理 足

が

修繕

43年)で、買受指定者が区分所有者・占有者にが区分所有者・占有者にが明け渡しなどを別官は明け渡しなどを制官は明け渡しなどを向じる判決を言い渡した。 谷の「市 た 2 決 0 議 1 ケ谷 し 4 た 年 ハイツ」(築 東に 水京・市ヶ 定建て替 |有者に 村山裁 別判決

考慮されないが、そも 大事務が建て替えに賛成 を事務が建て替えに賛成 を事務が、の専有部分 に営業権の が、そもは を要した。

年 想 2 さ れ 等を命じる判決を言いない」と請求を認めた。
裁判官は、見当たら
の理な点は、見当たら ンション管理新聞 第建て替える予定だ。(事業計画案では、 渡した。 替えの に示されている」と指に関する事情は具体的替えの必要性、合理性 村ない い」と反論した。 権は補償対象とな 裁 判官は「建て 足だ。(マに

借建

看立金不足が予t

編集後記;マンション管理には建物・設備の管理業務は管理会社に委託は出来ても、委託の方針・内容について は自分たち(管理組合)が主体となって決めて行くことが必要でが、管理に関する専門的知識が必要なこと、及 び手間暇がかかることから現実には管理会社に任せきりとなっているところが多い現状にあります。マンション 管理の要諦は、区分所有者の皆さんが管理会社任せにせず管理に関心を持って「自分たちのマンションは自分た ちで守る」との意識を持ち合わせ協力して行くことと言えます。専門的知識はマンション管理士等の外部の専門 家を活用し、透明性高く経営感覚を持っての管理運営をして行くことが結局は近道と思います(吉田)